

諮問日：令和5年8月25日（令和5年度（最個）諮問第1号）

答申日：令和6年2月22日（令和5年度（最個）答申第1号）

件名：特定裁判所の公務災害補償事務に関し最高裁判所が保有する文書に記録された保有個人情報の不開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

特定年月日頃、特定の裁判所へ行った公務災害補償に関し最高裁判所が保有する文書（特定の事情等を請求の内容とするもの。）に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙の文書（以下「本件対象文書」という。）を本件対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年7月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定裁判所総務課長補佐から、苦情申出人が申し出た災害補償に係る事務は人事局総務課給与第一係が担当していること、主張内容を踏まえ必要な資料を収集・整理しているところであるとの回答がされているから、最高裁判所には他にも開示対象となる保有個人情報が存在するはずである。

公務災害補償手続の補償実施機関が最高裁であり、収集された資料は最高裁へ送付され、認定の判断がされることになるから、特定年月の本件補償請求後、令和5年6月までの間に、何らかの資料が収集・作成され、最高裁へ送付され

ているはずである。

特定年月日付けで特定裁判所により補償事務主任者変更が上申され、特定月日付け人事局長通知によって補償事務主任者が特定官職へ変更されたが、その変更決裁がわずか数日間でされていることから、最高裁において事前に内容をよく把握していたはずである。

特定裁判所総務課補佐が公務災害の診療に共済組合員証の使用を認めるという労災隠しのような重大な判断をし、その際、共済組合と調整済みであるとの説明があったことから、経理局の共済組合担当部署にその協議に関する資料が存在するはずである。

以上の主張が斥けられ、本件補償請求が、勤務裁判所が主体となって行うものであったとしても、最高裁判所は、上級庁・監督庁として、長官への報告を含め、勤務裁判所の本件補償請求に関する対応について、何らかの指導監督・進行状況照会などをしてきたはずである。

第三者委員会として記録不存在を結論付けるのであれば、裁判所や幹部職員の対応が問題となった事案であり、裁判所が資料を隠ぺいしているおそれが十分にある前提で、御対応いただきたい。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所は、本件対象文書記載の各情報を本件対象個人情報として特定したが、その他に開示対象となる保有個人情報は存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、特定裁判所総務課長補佐から、苦情申出人が申し出た災害補償に係る事務は人事局総務課給与第一係が担当していること、主張内容を踏まえ必要な資料を収集・整理しているところであるとの回答がされているから、最高裁判所には他にも開示対象となる保有個人情報が存在するはずである旨主張するが、災害補償の資料収集は特定裁判所の補償事務主任者が行っており、最高裁判所には開示した文書に記載されたもの以外の保有個人情報は存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年8月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月22日 苦情申出人から意見書（同月20日付け）及び資料を收受
- ④ 令和6年1月19日 審議
- ⑤ 同年2月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果、裁判所における公務災害補償手続については、実施機関の長である最高裁判所事務総長が組織区分ごとに指名した補償事務主任者が、必要な調査及び資料の収集等を行い、その後実施機関である最高裁判所事務総局に調査結果及び資料を送付して報告を行い、これを受けて実施機関である最高裁判所事務総局が公務上・外の認定を行うという流れで事務を処理していること、苦情申出人に係る公務災害案件については、本件開示申出時点において、補償事務主任者が調査及び資料の収集を行う段階にあったことが認められた。

公務災害補償手続に関する各種規定に照らして、上記事務処理の流れに不自然な点は見当たらず、これを前提とすると、災害補償の資料収集は特定裁判所の補償事務主任者が行っているのであるから、最高裁判所に本件対象文書に記載されたもの以外の保有個人情報存在しない旨の最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとはいえない。

苦情申出人は、特定裁判所から補償事務主任者変更が上申された後、人事局長による補償事務主任者変更の決裁がわずか数日間でされていることから、最高裁判所において事前に内容をよく把握していたはずであるなどと主張するが、別紙4の本件対象文書には、補償事務主任者変更の決裁に際して必要とされる

程度の記載があるものと認められ、最高裁判所がこれ以外に本件対象個人情報
が記録された文書を取得していないとしても不自然であるとはいえない。

その他に苦情申出人は、種々の理由を挙げて最高裁判所が本件対象文書以外
にも本件対象個人情報を保有する旨主張するが、同事実を裏付ける事情は認め
られない。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において、本件対象文書の他
に本件対象個人情報が記録された文書を保有していないと認められるから、妥
当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 決裁票（最高裁人総第特定番号）
- 2 特定年月日付け最高裁人総第特定番号人事局長通知「補償事務主任者の指名について」
- 3 供覧票（最高裁人総第特定番号）
- 4 特定年月日付け特定裁総第特定番号所長上申「人事院規則16-0第8条第1項の補償事務主任者の指名について」